

平成 30 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の仮算定について

1 仮算定（仮係数を用いた算定）に当たっての前提条件

平成 29 年 10 月 23 日付け保国発 1023 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、医療費水準を反映しないこと（医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ ）を基本原則として、次の前提条件により、平成 30 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の仮算定を実施する。

(1) 被保険者数

一般被保険者数及び介護 2 号被保険者数は、3 年度分（H27.3～H29.5）を基に国保事業費納付金等算定標準システムが算定した推計値を用いる。

| 区 分 | 30 年度 (仮算定) | 28 年度 (実績) | 変動値 | 変動率 |
|-------------|-------------|------------|-----------|---------|
| 一般被保険者数 | 580,893 人 | 610,056 人 | ▲29,163 人 | ▲4.78% |
| 介護 2 号被保険者数 | 165,316 人 | 189,443 人 | ▲24,127 人 | ▲12.74% |

(2) 所得係数 β

国が示した所得係数の値を用いる。（広島県の所得水準が全国水準よりも低いため、現行保険料率よりも均等割額・平等割額が高くなる。）

| 区 分 | 国が示した 所得係数 | 応能比率 | | 応益比率 | |
|-----|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| | | 30 年度 (仮算定) | 28 年度 (実績) | 30 年度 (仮算定) | 28 年度 (実績) |
| 医療分 | 0.945 | 48.60% | 51.67% | 51.40% | 48.33% |
| 後期分 | 0.940 | 48.46% | 51.76% | 51.54% | 48.24% |
| 介護分 | 0.876 | 46.70% | 51.76% | 53.30% | 48.24% |

(3) 制度改正に伴う追加公費

国が示した平成 30 年度分の仮係数に基づく仮算定では、追加公費 1,700 億円のうち、1,500 億円を反映する。

| 項 目 | 追加公費全体 | 仮算定 |
|-----------------|------------|-----------------------------|
| 普通調整交付金 | 約 300 億円 | 約 300 億円 |
| 暫定措置 | 約 300 億円 | 約 250 億円 |
| 特別調整交付金（都道府県） | 約 100 億円 | 約 100 億円 (子ども分) |
| 特別調整交付金（市町村） | 約 100 億円 | 可能な限り算定 |
| 保険者努力支援制度（都道府県） | 約 500 億円 | 約 500 億円 |
| 保険者努力支援制度（市町村） | 約 300 億円 | 約 300 億円 (別途特調より 200 億円) |
| 特別高額療養費共同事業 | 約 60 億円 | 約 60 億円 |
| その他 | — | 経営努力分の経過措置 (国特調・市町村分) |
| 合 計 | 約 1,700 億円 | 約 1,500 億円 |

※暫定措置 300 億円のうち 250 億円は、被保険者数に応じて按分するが、残る 50 億円については仮算定の結果を踏まえて検討

(4) 医療費等の係数補正

国保事業費納付金等算定標準システムによる算定過程において、県全体の保険給付額と納付金（保険料収納必要総額）の収支不足を生じることがないように、次のとおり危険率を見込んで、標準システムの推計値や仮係数（見込額）を補正する。

ア 医療費等に係る危険率の設定

標準システムでは、高額薬剤の影響による平成 27 年度の大幅増及び平成 28 年度の大幅減を反映し、平成 30 年度の療養の給付費等が大幅に減少する推計値となるため、平成 28 年度実績に平成 24 年度から平成 28 年度の広島県の 1 人当たり療養の給付費等の平均伸び率（1.936% 別紙参照）の 2 年度分（3.91%）を反映した数値に補正する。

標準システムの平成 30 年度推計値【補正前】

| 区 分 | 30 年度(仮算定) | 28 年度(実績) | 変動額 | 変動率 |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------|------------------|
| 療養の給付費等 (1 人当たり) | 233,679 百万円 (402,276 円) | 242,708 百万円 (397,847 円) | ▲9,029 百万円 (4,429 円) | ▲3.72% 1.11% |
| 保険給付費(一般分) (1 人当たり) | 194,208 百万円 (334,327 円) | 204,365 百万円 (334,994 円) | ▲10,157 百万円 (▲667 円) | ▲4.97% ▲0.20% |

標準システムの平成 30 年度推計値【補正後】

| 区 分 | 30 年度(仮算定) | 28 年度(実績) | 変動額 | 変動率 |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------------|
| 療養の給付費等 (1 人当たり) | 240,142 百万円 (413,401 円) | 242,708 百万円 (397,847 円) | ▲2,566 百万円 (15,554 円) | ▲1.06% 3.91% |
| 保険給付費(一般分) (1 人当たり) | 199,576 百万円 (343,568 円) | 204,365 百万円 (334,994 円) | ▲4,789 百万円 (8,574 円) | ▲2.34% 2.56% |

イ 公費の反映額を縮小

①高額医療費負担金

国が示した仮係数では、高額薬剤の影響が高めに出ているため、この影響を排除し、平成 27 年度並の数値に補正する。

| 補正前 | 補正後 | 補正額 |
|--------------|--------------|---------------|
| 5,521,601 千円 | 3,558,458 千円 | ▲1,963,143 千円 |

②国の特別調整交付金（市町村分）

国の特別調整交付金（市町村分）のうち原爆医療費については、国が示した仮係数よりも減少傾向にあることから、直近の減少率を反映した数値に補正する。

| 補正前 | 補正後 | 補正額 |
|--------------|--------------|-------------|
| 2,639,294 千円 | 1,862,286 千円 | ▲777,008 千円 |

③保険者努力支援制度（都道府県分）

課税所得捕捉の時差などによる保険料収納必要総額に対する市町村標準保険料率不足の可能性に備えて予備費を確保するため、国が示した仮係数の全額を留保財源とする。

| 補正前 | 補正後 | 補正額 |
|--------------|------|---------------|
| 1,229,650 千円 | 0 千円 | ▲1,229,650 千円 |

【公費による減額調整】

| 公費の補正総額 | 1 人当たり |
|---------------|----------|
| ▲3,969,801 千円 | ▲6,834 円 |

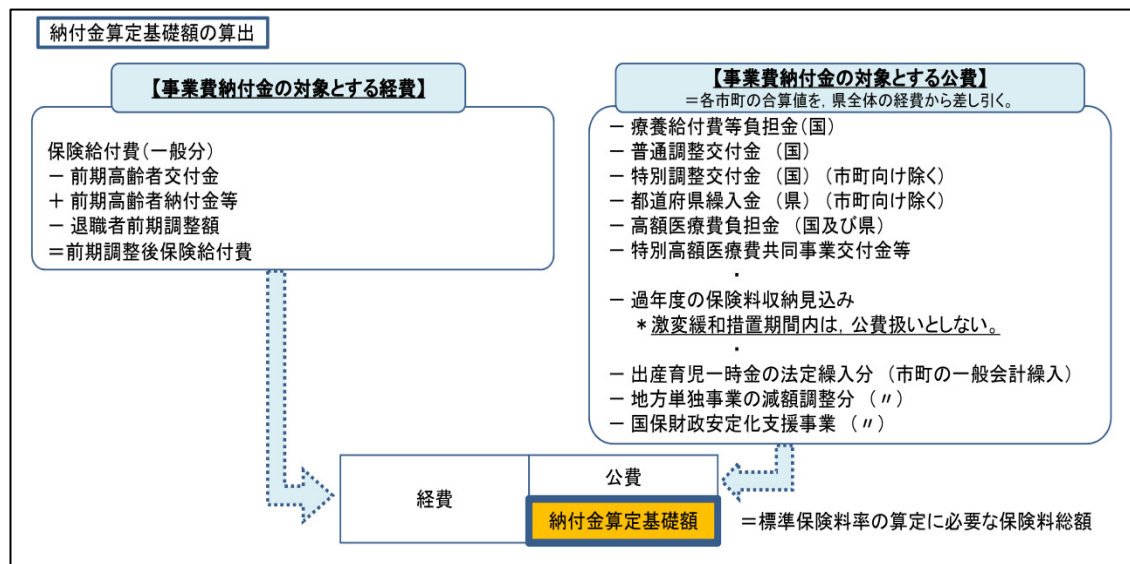
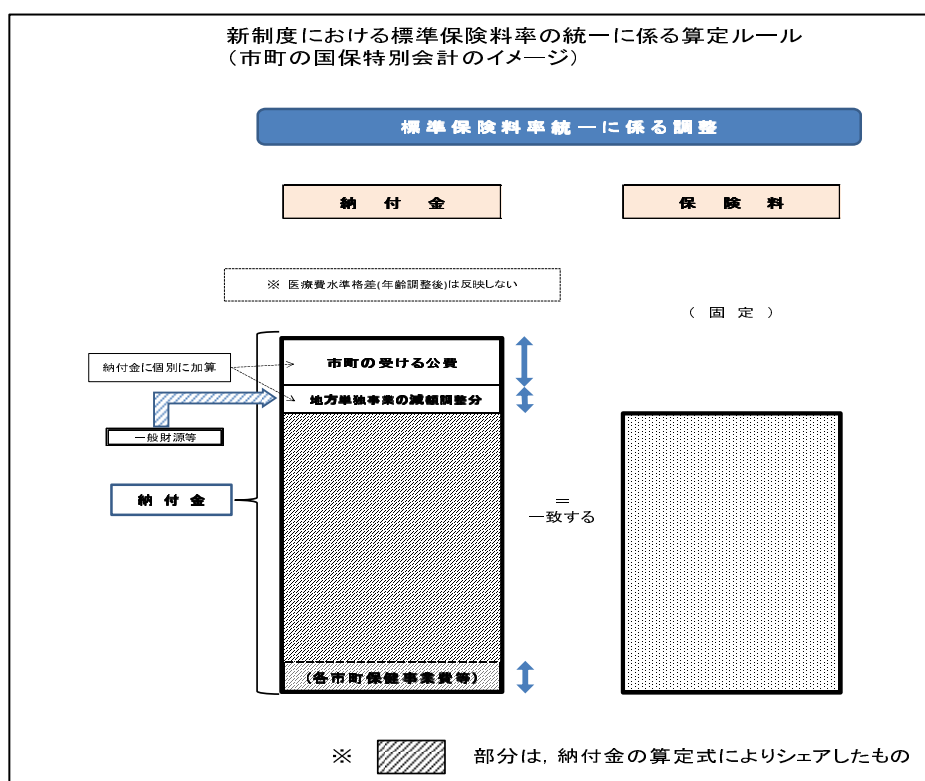
2 市町村標準保険料率と事業費納付金の関係（統一保険料率とするための算定方法）

県単位化後の制度では、各市町が徴収した保険料を、事業費納付金の形で県が集めて保険給付を賄う、県内全市町で相互に支え合う仕組みとなる。

市町ごとの事業費納付金〔のうちの保険料収納必要総額〕の額は、所得水準と医療費水準（本県は反映しない。）によって決定されるが、同時に、市町ごとの指標となる標準的な保険料率（納付金を納めるための保険料率）も決定されることになる。

このため、事業費納付金の算定に当たっては、次のとおり「標準保険料率の算定に必要な保険料総額＝納付金算定基礎額」となるように、事業費納付金の算定段階から、全县の市町村国保運営に係る費用額と収入額を調整することで、統一保険料率になるよう算定を行う。

統一保険料率に係る標準保険料率と納付金の関係



3 事業費納付金の算定（個別加減算による調整）

ア 保険料収納必要総額の算定対象とする経費（全市町の共通経費として、必要総額を加算）

【出産育児一時金及び葬祭費については、支給基準を全県で統一】

- ・ 特定健康診査・特定保健指導に係る補助基準額の 1/3
- ・ 出産育児一時金：40 万 4 千円（産科医療補償制度の場合は、1 万 6 千円を加算）の 1/3
- ・ 葬祭費：3 万円の全額
- ・ 審査支払手数料
- ・ 事務費・委託費（保険料（税）で賄う必要があるものに限る）

イ 保険料収納必要総額の算定対象としない経費（市町毎に個別加算）

【市町の政策判断による経費として、一般会計繰入金等で対応するもの】

- ・ 地方単独事業の減額調整分
- ・ 保険料（税）の減免
- ・ 一部負担金の減免
- ・ 前期高齢者交付金（精算分）、後期高齢者支援金（精算分）、介護納付金（精算分）
（30、31 年度の 2 年間〔経過措置期間〕）【市町から国への返還分】

全県の統一保険料水準
の変動要因となる。

ウ 個別に交付見込相当額を加算する公費

【市町村標準保険料率の算定に影響させないように、納付金算定基礎額から予め控除し、市町毎に事業費納付金を算定した後、交付見込相当額を個別加算】

- ・ 保険基盤安定制度（保険者支援分）
- ・ 国の特別調整交付金【医療分に限る】
- ・ 県繰入金（2 号分）【医療分に限る】
- ・ 財政安定化支援事業（地方財政措置分）【公費扱い】
- ・ 過年度の保険料（税）収納見込額【公費扱い】

保険料率の市町間の変動
要因となる。

※ただし、過年度の保険料（税）収納見込額については、激変緩和措置期間は適用しない。

エ 個別に交付見込額を減算する公費

【市町毎に事業費納付金を算定した後、交付見込額を事業費納付金から個別減算】

- ・ 国特調・暫定措置分（激変緩和用）
- ・ 県繰入金（1 号分）【激変緩和用】
- ・ 前期高齢者交付金（精算分）、後期高齢者支援金（精算分）、介護納付金（精算分）

全県の統一保険料水準
の変動要因となる。

（30、31 年度の 2 年間〔経過措置期間〕）【国から市町への返還分】

4 激変緩和措置に係る一定割合（自然増等 + α ）の設定

各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、公費を用いて伸び率を抑制する一定割合は、激変緩和措置期間内に統一保険料水準を達成するために、全市町が目標とする統一保険料水準と平成 28 年度を基点とする現行保険料水準との差（伸び率）が最大となる市町にとって、その解消に必要な年平均伸び率（30 年度から 35 年度までの 6 年間の最大伸び率の累乗根）を基準として設定する。

また、その財源としては、国から交付される特調・暫定措置分を優先的に活用する。

※広島県一人当たり療養の給付費等の年平均伸び率（H24～H28） 1.936%

療養の給付費等総額の伸び率

(単位:円,%)

| | 広島県 | | 全国 | |
|----------------|-----------------|--------|--------------------|-------|
| | 療養給付費総額 | 対前年 | 療養給付費総額 | 対前年 |
| 23年度計 | 234,100,303,713 | - | 10,010,351,775,670 | - |
| 24年度計 | 235,050,538,645 | 0.41% | 10,137,679,252,981 | 1.27% |
| 25年度計 | 239,346,135,965 | 1.83% | 10,319,716,431,580 | 1.80% |
| 26年度計 | 243,777,686,986 | 1.85% | 10,476,386,174,850 | 1.52% |
| 27年度計 | 250,491,766,554 | 2.75% | 10,779,083,429,381 | 2.89% |
| 28年度計 (速報値) | 242,708,153,000 | -3.11% | - | - |

年平均(H24～H28)⇒ **0.746%**

被保険者数(一般分)の伸び率

(単位:円,%)

| | 広島県 | | 全国 | |
|----------------|------------|--------|------------|--------|
| | 被保険者数(一般分) | 対前年 | 被保険者数(一般分) | 対前年 |
| 23年度計 | 647,189 | - | 33,464,584 | - |
| 24年度計 | 643,710 | -0.54% | 33,080,402 | -1.15% |
| 25年度計 | 639,443 | -0.66% | 32,662,191 | -1.26% |
| 26年度計 | 634,276 | -0.81% | 32,157,247 | -1.55% |
| 27年度計 | 625,367 | -1.40% | 31,465,651 | -2.15% |
| 28年度計 (速報値) | 610,056 | -2.45% | 30,483,693 | -3.12% |

年平均(H24～H28)⇒ **-1.172%** 年平均(H24～H28)⇒ **-1.846%**

一人当たり療養の給付費等の伸び率

(単位:円,%)

| | 広島県 | | 全国 | |
|----------------|--------------|--------|--------------|-------|
| | 一人当たり療養の給付費等 | 対前年 | 一人当たり療養の給付費等 | 対前年 |
| 23年度計 | 361,719 | - | 299,133 | - |
| 24年度計 | 365,150 | 0.95% | 306,456 | 2.45% |
| 25年度計 | 374,304 | 2.51% | 315,953 | 3.10% |
| 26年度計 | 384,340 | 2.68% | 325,786 | 3.11% |
| 27年度計 | 400,552 | 4.22% | 342,567 | 5.15% |
| 28年度計 (速報値) | 397,847 | -0.68% | - | - |

年平均(H24～H28)⇒ **1.936%**

標準システムにおける診療費総額の範囲

